

8 市単維持
江戸崎地区道路維持修繕 2 期工事
特記仕様書

令和 8 年 8 月

稲 敷 市

特記仕様書

(総則)

- 第1条 本特記仕様書は、8 市単維持 江戸崎地区道路維持修繕 2 期工事に適用する。
- 2 本特記仕様書は、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書(以下、「共通仕様書」という。)を補完する。また、CORINS(受注登録工事)の登録を対象とする工事である。

(工期)

- 第2条 工期は契約日の翌日から令和9年3月19日までとする。

(工事数量)

- 第3条 工事数量は、別紙「工事数量総括(内訳)表」のとおりとする。

(施工計画書における安全対策の明示)

- 第4条 受注者は、工事事故を未然に防ぐため、本工事に即した安全対策(転落事故や重機事故、交通事故等の防止対策)を施工計画書に明示し、監督員と安全管理体制を確認のうえ工事に着手すること。安全対策を施工計画書に明示するにあたっては、作業方法や作業手順の記載箇所に、その作業ごとに必要となる安全対策を加えて記載することとする。明示した安全対策については、現場関係者に指導することにより安全管理に対する意識の向上に努め、また、現場で徹底することにより無事故で工事を完成させるよう努めること。

(作業時間)

- 第5条 本工事の作業時間帯は、下表のとおり稲敷警察署へ工事協議書を申請する予定である。標準は、昼間施工とし、緊急な場合は、夜間作業とする。
- なお、作業時間帯の変更を要する場合には、速やかに監督員と協議すること。

工 種	作業時間帯	期 間
道路維持修繕工事	作業開始 9時00分 作業終了 17時00分	許可の日から 令和9年3月19日まで

- ◎ 稲敷警察署の道路使用許可証によるものとする。
- ※道路使用許可証申請は、1 ヶ月もしくは 3 ヶ月毎に更新し、許可証の写しを監督員に提出すること。

(建設資材)

- 第6条 使用する材料について、共通仕様書に定める条件を満たすものが、県産材で確保できる場合には、その優先使用に努めること。なお、県産材とは、「茨城県内で生産されたもの、または加工し製品化されたもの」をいう。

- 2 使用する資材のうち、下表の工種には、茨城県リサイクル建設資材を使用すること。なお、指定されたリサイクル建設資材の調達が困難な場合は、監督員と協議すること。

工 種	リサイクル建設資材	規 格
舗装工	アスファルト合材	再生密粒度アスコン (13)

- 3 現場発生品のうち歩車道境界ブロック・地先ブロック材については、丁寧にとりはずし復旧に再使用すること。ただし、破損の程度等により、再使用できないものについては、監督員の指示を受けること。

(公害対策)

第7条 この工事の工事区間は公害防止条例（騒音・振動）規制区域内となっているので、関係機関と十分打ち合わせのうえ施工を行うこと。なお、施工にあたり特別な施設および時間等に制約を受けた場合は、監督員と別途協議すること。

(排出ガス対策型建設機械の使用)

第8条 本工事の使用機械のうち、排出ガス対策型使用原則化の対象機種については、排出ガス対策型とすること。また、現場代理人は、排出ガス対策型機械を使用する場合、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。なお、調達が困難な場合は、その旨の理由書を監督員に提出し承認を受けること。その場合、機種によっては契約変更の対象とする。

(過積載の防止)

第9条 本工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし柵装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不正表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。また、これらの車両を工事現場に出入りさせないこと。
- (5) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長するような行為をしないこと。
- (6) 取引関係のあるダンプカー事業者が不正行為（過積載、さし柵装着車や不正表示車等の使用）を行っている場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (7) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (8) 下請契約の相手方や資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に対する配慮に欠ける者やダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

(関係機関との調整など)

第10条 施工に際して、他関係機関との調整が必要となった際は、関係機関と十分調整したうえで施工すること。なお、関係機関との協議により、施工に対する制約が課せられた場合には、監督員と協議すること。

(警察署・消防署・所管工事事務所・バス会社・道路占用物・下水道MH・水道MH・地元区長など)

(交通誘導員の配置)

第11条 工事の施工にあたっては、通行規制が伴うものについては交通誘導員1名以上を配置し、歩行者、自転車等に支障のないよう十分注意して施工するものとする。なお、交通誘導員は警備業者の交通誘導業務に従事する警備員とし、配置等がこれにより難しい場合は監督員と別途協議すること。指定された路線（別添資料参照）の交通誘導警備業務には、場所毎に1人以上の有資格者を配置すること。有資格者とは、警備業者の警備員で、交通誘導警備業務に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員とする。

(安全教育関連)

第12条 本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月あたり半日以上時間を割り当て、下記事項の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施すること。

- ・ 安全活動のビデオ等視覚資料による教育
- ・ 本工事内容の周知徹底
- ・ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ・ 本工事における災害対策訓練
- ・ 本工事現場で予想される事故対策
- ・ その他、安全訓練等として必要な事項

(建設副産物実態調査)

第13条 建設副産物実態調査(センサス)の対象となる建設副産物の品目については、「建設副産物情報交換システム(コバリス・プラス)」によりデータを入力・作成後、出力した調査票1部を監督員に提出すること。なお、提出する調査票は、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書第1編第1章総則1-1-1-18建設副産物第7項に基づく再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の提出に代わるものとする。

(建設リサイクル法に係る積算条件明示)

第14条 本工事は建設リサイクル法の対象工事である。本工事における分別解体・再資源化等については、下記の積算条件を設定している。なお、この条件は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであり、確認した内容が別の方法となった場合でも、契約変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情や、受注者の責によるものでない事項により、予定した条件によりがたい場合には、監督員と協議するものとする。

(1)分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法(※1)
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (アスファルト・コンクリート)	その他の工事 ■有 □無	■手作業 ■手作業・機械作業の併用

※1 該当がない場合は記載の必要はない。

(2)再資源化をする施設の名称及び所在地(※2)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
アスファルト殻・コンクリート殻	小嶋リサイクルセンター	稲敷郡河内町長竿 5934

※2 積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

(再資源化等報告書)

第15条 分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、監督員の指示する様式を作成し、監督員に報告すること。

(不正軽油の使用防止)

第16条 本工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- (1)現場で不正軽油を使用しないこと。
- (2)現場で不正軽油を使用させないこと。
- (3)不正軽油を購入しないこと。
- (4)取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- (5)下請契約の相手方、または燃料納入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者、または不正軽油を販売する者を排除すること。
- (6)県税事務所職員による使用燃料の抜き取り調査に協力すること。また、調査の際には、現場代理人が立ち会うこと。
- (7)当該工事に関して、法令(地方税法等)に違反していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告すること。

(電子納品の対象工事)

第17条 本工事は電子納品の対象工事であり、下記の内容を実施すること。

(1)電子情報交換

受発注者間の協議関係書類の通知及び提出を、適宜従来様式に基づく書類に代えて電子メールにより行うこと。

(2)成果品の電子納品

工事写真を電子媒体等で納品すること。また、完成図については、受発注者間で協議し、電子納品することとなった場合には、CADデータを電子媒体で納品すること。

- 2 電子納品の対象となる成果品の作成については、「茨城県電子納品ガイドライン」に基づくこと。特に、工事写真、CAD図面の作成にあたっては、それぞれ「デジタル写真管理情報基準(案)」、「CAD製図基準(案)」に基づくこと。
- 3 電子納品対象成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R)2部及び紙媒体1部とする。ただし、完成図を電子納品対象とした場合には、電子媒体1部を(財)茨城県建設技術公社に提出し、電子納品保管管理システムに登録すること。
- 4 受注者は、電子納品に必要なソフト環境の整備を行うこと。
- 5 その他、電子納品に関する詳細な取り扱い等については、受発注者協議のうえ、発注者の指示に従うこととする。

(工事カルテの登録)

第18条 本工事は、工事カルテの登録対象工事であるので、工事カルテの工事实績情報サービス(CORINS)への登録すること。また、登録内容確認書を監督員に提出すること。

(建設業退職金制度)

第19条 受注者は請負契約締結後30日以内に建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書を工事請負契約書の発注者あてに提出すること。(請負金額500万円以上の工事)

(書類関係)

第20条 完成検査に必要とされる書類は工期内に監督員に提出するのが大原則であり、工期内提出を厳守すること。

(創意工夫等に関する実施状況)

第21条 受注者は、本工事において実施した「工事特性」及び自主的に実施した「創意工夫」、「社会性」に関する状況を茨城県土木部工事成績評定要領第5条第5項(別

紙-6 様式)に基づき提出できる。

- 2 発注者は、受注者から提出のあった創意工夫等に関する実施状況の内容を検討し、評価すべき内容であれば、工事成績評定にてこれを考慮する。

(段階確認)

- 第22条 受注者は、共通仕様書第3編第1章 1-1-5「監督員による検査(確認を含む)及び立会等」に則り、同共通仕様書表 1-1 段階確認一覧表に示す確認段階において、段階確認を受けなければならない。
- 2 受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を別紙様式(平成17年9月27日付け検査指導課長事務連絡参照)により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は段階確認を受けなければならない。
 - 3 段階確認は受注者が臨場するものとし、確認した個所に係る監督員が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。
 - 4 受注者は、監督員に完成時不可視となる施工個所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

(暴力団関係者等の排除)

- 第23条 本工事に関する契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者等が経営又は運営の実質的に関与していると認められる会社等(以下、「暴力団等」という。)と下請契約を締結してはならない。
- 2 本工事に関する契約の履行にあたり、暴力団等から資材、原材料等を購入したり、暴力団が関する廃棄物処理施設を使用してはならない。
 - 3 本工事に関する契約の履行にあたり、暴力団等から不当要求を受けた場合には、毅然として拒否するとともに、その旨直ちに監督員等に報告し、併せて所轄の警察署に届け出ること。

(労働安全衛生法等の遵守)

- 第24条 受注者は、共通仕様書 1-1-34 に基づき、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、特に次の事項に留意すること。
- (1)受注者は、高所作業における作業床、囲い、二段手すり、幅木、防網の設置、作業員の安全帯の使用、悪天候時の作業禁止、照度の保持、踏み抜きの防止、不用のたて杭等における危険の防止、昇降設備の設置、墜落危険箇所の立入禁止等により、墜落・転落災害の防止措置を講じること。
 - (2)受注者は、建設機械による作業に先立ち、当該建設機械の転落、地山の崩壊等による作業員の危険を防止するため、地形や地質の状況等を調査し、作業計画を定めてから作業を行うこと。また、作業中は、機械の制限速度、転落・接触等の防止、誘導者の合図、運転者が運転位置から離れるときの措置、機械の移送、搭乗・使用の制限、修理等について、関係法令を遵守すること。
 - (3)受注者は、地山の掘削作業に先立ち、地山の崩壊や埋設物の損壊等により危険を及ぼすおそれのあるときは、作業箇所及び周辺の地山について調査し、掘削の時期及び順序を定めて作業を行うこと。また、土砂崩壊災害の防止等のため、手掘り掘削における掘削面の勾配や土止め支保工、防護網の設置、作業員の立入禁止、埋設物等による危険の防止、掘削機械等の使用制限、誘導者の配置、保護帽の着用、照度の保持等について、関係法令を遵守すること。
 - (4)受注者は、建設機械の操作や玉掛け作業を、法令で定める免許を有する者、または技能講習や特別教育修了者に行わせること。
 - (5)受注者は、掘削面の高さが 2m以上となる地山の掘削作業を行う場合、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を終了した者のうちから、地山の掘削

作業主任者を選任しなければならない。

(6)受注者は、土止め支保工の切り梁、腹起こしの取り付け、取り外し作業を行う場合、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、土止め支保工作業主任者を選任しなければならない。

2 受注者は、監督員より作業員の免許等の提示を求められたときは、協力すること。

(疑義・その他)

第25条 この仕様書に記載されていない事項については、茨城県土木工事共通仕様書によるものとし、特に疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

- ・緊急工事を含め、仕様書に記載されていない工種等が発生した場合には、設計図書に優先して、監督員の指示に従い施工すること。
- ・現場代理人は、施工中苦情があった場合は、独自に判断せず監督員の指示を受けること。
- ・廃材運搬処理は、廃棄物処理法の規定に従い、許可を受けた収集運搬業者及び処分場と事前に書面による委託契約を結んだうえで、関係書類（許可書の写し・マニフェスト・登録運搬車両の写し・工事作業写真等）を監督員に提出すること。